

「帯広市都市公園（南地区）」指定管理者の指定結果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者を指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
大通公園	帯広市大通南 20 丁目
柏林台公園	帯広市柏林台中町 5 丁目
白樺公園	帯広市西 16 条南 4 丁目
西帯広公園	帯広市西 22 条南 3 丁目
自由が丘公園	帯広市自由が丘 4 丁目
大空公園	帯広市大空町 11 丁目
あかしや公園	帯広市西 16 条南 5 丁目
啓西公園	帯広市西 19 条南 3 丁目
西公園	帯広市西 24 条南 3 丁目
みなみ野公園	帯広市南の森東 2 丁目
西町公園	帯広市西 16 条南 2 丁目
西帯広ニュータウン緑地	帯広市西 22 条南 3 丁目・西 23 条南 3 丁目～南 4 丁目
南公園	帯広市西 4 条南 13 丁目
帯広川緑地	帯広市西 12 条南 3 丁目から帯広市西 22 条南 2 丁目までの帯広川
光南緑地	帯広市東 4 条南 17 丁目、東 5 条南 17 丁目～18 丁目、東 6 条南 18 丁目～19 丁目
サケのふる里公園	帯広市西 14 条南 37 丁目、西 15 条南 36・37 丁目、稲田町南 9 線西
機関庫の川公園	帯広市清流西 3 丁目
まなび野公園	帯広市清流西 2 丁目
まなび緑地	帯広市清流西 1 丁目
清流緑地	帯広市清流西 3 丁目
リス公園南側調整池	帯広市清流東 1 丁目

2 指定管理者

帯広市西 10 条北 6 丁目 6 番地

東亜飯田株式会社

代表取締役 飯田 正行

3 指定期間

南公園 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

南公園以外の施設 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで